

上島町定住促進条例

(目的)

第1条 この条例は、上島町(以下「町」という。)への定住促進について、奨励措置及び優遇措置(以下これらを「奨励措置」という。)を講じることにより、定住人口の確保を図り、もって町の活性化及び住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 おおむね10年以上にわたる居住を前提として、町の住民基本台帳に記録(以下「住民記録」という。)され、かつ、生活の本拠が町にあることをいう。
- (2) Iターン者 町外出身者が、定住を目的として、町に住民記録を行ってから1年以内の者をいう。ただし、転入形態が事業所等の人事異動とみなされるもの又は研修により異動する者を除く。
- (3) Uターン者 町民であった者が、町外に転出後3年を経過した後に、定住を目的として再び町に住民記録を行ってから1年以内の者をいう。ただし、転入形態が事業所等の人事異動とみなされるもの又は研修により異動する者を除く。
- (4) 新規学卒者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条に規定する公共職業能力開発施設並びにこれらと同程度の学力及び技術を取得できる教育機関で町長が認めたもので、卒業後6箇月を超えない者をいう。
- (5) 対象事業所等 製造業、卸売小売業、建設業、運送業、飲食業(風俗営業を除く。)等の事業を営む会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく法人、NPO法人又は個人事業所をいう。
- (6) 新規就業者 町において新たに自営の製造業、卸売小売業、建設業、運送業、飲食業又はサービス業に就こうとする者をいう。ただし、風俗営業に就こうとする者は除く。
- (7) 配偶者等 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又はその他の同居の親族をいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、別表左欄に掲げる奨励措置について、その対象者が同表中欄に掲げる資格要件を満たしていると認めた場合は、別表右欄に掲げる奨励措置を講じるものとする。

- 2 前項に規定する奨励措置の対象者のうち、魚島・高井神地区に定住しようとする者については、同表に規定する奨励措置の2倍の額を支給する。
- 3 国家公務員又は地方公務員（正規の職員をいう。）については、別表（2）の項に掲げる就業・就職奨励金及び（5）の項に掲げる移住ウェルカムプレゼント事業の奨励措置の対象者としなない。

(奨励措置の申請等)

第4条 奨励措置を受けようとする者は、別に規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の奨励措置の申請は、別表に掲げる各奨励措置について1人1回限りとする。ただし、別表（4）の項に掲げる出産・子育て祝い金については、この限りでない。

(奨励措置の決定及び通知)

第5条 町長は、前条第2項の申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、奨励措置の可否を決定の上、申請者に通知しなければならない。

(奨励措置の取消し及び返還)

第6条 町長は、奨励措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励措置の決定を取り消し、奨励措置により支給した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第2条第1項第1号の規定の要件を満たさなくなったとき

ア 各奨励金の交付を受け、5年を経過しない者 奨励金額の全額

イ 各奨励金の交付を受け、5年を超え10年を経過しない者 奨励金額の2分の1

(2) 偽りその他不正な手段により、奨励措置の適用を受けたと認められたとき。

(3) その他、町長が相当と認める事由があるとき

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(適用除外)

第7条 暴力的行為を行う集団の構成員及びこれに類する者、公私の扶助を受けている者並びに諸税を滞納している者は、いかなる場合もこの条例の適用を受けることができないものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の交付決定の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成32年3月31日（以下失効日という。）限りで、その効力を失う。ただし、失効日までにこの条例に該当する事由等が発生した場合は、失効日後であっても、なおその効力を有するものとする。